

## 公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市議会議員、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市農業委員会会長及び久留米市固定資産評価審査委員会委員長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年12月1日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成27年度

部局名：市民文化部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	契約事務 長期継続契約である年度を越える賃貸借契約において、契約書中に必要な翌年度以降に予算の減額、削減があった場合の契約解除条項が置かれていないものがある。	ご指摘を受け、課内で契約事務に関する研修を実施しました。今後は、職員研修と合わせ、事務遂行にあたっての確認体制を強化し、適正な事務を行います。